

退避壕等の視察結果について

1. 場所

草津白根山（群馬県草津町）

2. 日時

令和5年10月6日（金）9時00分～12時00分

3. 参加者

(先方) 草津町総務課	係長	萬代 洋信
(当方) 石川県危機対策課	主幹	釜野 太志
	主事	田辺 岳
白山市危機管理課	課長補佐	永井 靖信
金沢地方气象台	技術専門官	東 直矢
	地震津波防災官	阿曾 俊之

4. 内容

(1) 草津白根山の退避壕等について

- ・1983年(S58)の白根山噴火をきっかけに退避壕整備を開始。現時点で白根レストハウスや国道沿いを中心に退避壕等を13か所整備。
総収容人数は2,500人程度（写真のアーチ型退避壕は30人程度収容可能）
- ・草津町では既存の下水道管のストックを退避壕の材料として活用したため、整備にかかった費用は材料の運搬費のみ。
- ・山頂付近まで国道が通っているため、トラックによる運搬が可能で、必要に応じて設置場所を自由に変えることができる。
- ・噴火等が発生した場合には、退避壕上部に設置されたランプを一斉に点灯させ、周辺滞在者に避難を促すことが可能。

(アーチ型の退避壕)



(白根レストハウス周辺の様子)



(白根レストハウス 1階 緊急避難場所)



室堂・南竜山荘同様、緊急
時用のヘルメットを配備

(2) その他 (現在の草津白根山における安全対策について)

- ・現在は噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意) であるが、火口から 500m は 災対法 63 条に基づき、草津町長の権限で立入規制している。
- ・規制については、ロープによる規制のほか、24 時間体制で 10 分ごとに規制のアナウンスや、設置型看板の設置、電光掲示板による規制周知を実施し、一般客の立入を規制。
- ・令和 4 年度は、道路上に専任監視員を 2 名配置し一定の安全性を担保したうえで、山頂 駐車場や屋外トイレを開放していたが、開放にかかる経費が高額であることそれだけでは安全とは言い切れないという理由により、令和 5 年度は監視員の配置をやめ、山頂 駐車場、屋外トイレを閉鎖。
- ・4 台の火山監視カメラを設置し、YouTube やバスターミナル等の各所のモニターで配信。
- ・現在閉鎖中の西側展望台に退避壕を整備し、令和 6 年度以降の開放を検討中。

(草津町担当者から話を聞く様子)



(国道 292 号山頂駐車場)



5. 白山における退避壕等の整備にかかる今後の課題

- ・車で材料の輸送ができる草津白根山とは違い、白山ではヘリによる材料の輸送が必要となるため、輸送費が高額になる。
- ・設置規模、設置場所の検討には、登山者の入山状況や混雑状況などの動態調査を行う必要があり、その調査に係る調査費用が発生する可能性がある。
- ・引き続き退避壕等の必要性について検討する必要があるとともに、必要である場合には室堂などの既存施設の改修を優先すべきなのか、それとも既存施設の改修と同時並行で退避壕を整備していくのかなど検討を行う必要がある。

6. 【参考】草津白根山の退避壕等の設置状況

表 1 2 緊急的避難場所（湯釜周辺）一覧（13か所）

施設名	構造	面積
草津町設置：避難施設（3棟）	RC	90 m ²
県休憩所（4棟）：避難可能部	RC	125 m ²
アーチカルバート：（3か所）	RC	56.25 m ²
白根レストハウス1階避難可能部	RC	128.34 m ²
弓池休憩所避難可能部	RC	98 m ²
自然公園財団1階避難可能部	RC	107 m ²

図 8 緊急的避難場所（湯釜周辺）位置図（13箇所）

